別表十八付表二　記載要領

この表は、租税特別措置法第66条の11の４第３項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の通算法人又は他の通算法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

第二条のうち、地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）別表一の表の改正規定のうち同表の表中「（ふりがな）代表者記名押印」を「（ふりがな）代表者」に、「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者」を「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者」に、「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額（((法人税申告書別表六(五の二)「８」＋法人税申告書別表十七(三の十二)「４」)又は(法人税申告書別表六の二(二の二)「８」＋法人税申告書別表十七(三の十二)「８」))と(7)のうち少ない金額）」を「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額（((法人税申告書別表六(五の二)「８」＋法人税申告書別表十七(三の六)「４」)又は(法人税申告書別表六の二(二の二)「８」＋法人税申告書別表十七(三の六)「８」))と(7)のうち少ない金額）」に改め、同表の記載要領第１号の改正規定中「第６号及び第７号」を「第５号及び第６号」に改め、同第五号の改正規定中「同第五号」を「同第四号」に改め、同第八号を削る改正規定及び同第七号の改正規定中「同第八号を削り、同第七号」を「同第六号」に改め、同号を同第八号とする改正規定中「同第八号」を「同第七号」に改め、同第六号の改正規定中「同第六号」を「同第五号」に改め、同号を同第七号とする改正規定中「同第七号」を「同第六号」に改め、同第五号の次に一号を加える改正規定中「同第五号」を「同第四号」に改め、同第六号を同第五号とする。

第二条のうち地方法人税法施行規則別表二の表の改正規定のうち同表の表中「地方法人税額(6)×10.3％－(((法人税申告書別表六(五の二)「５の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「１」)－(6))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）」を「地方法人税(6)×10.3％－(((法人税申告書別表六(五の二)「５の)＋(法人税申告書別表十七(三の六)「１」)－(6))のうち多い金額)（マイナスの場合は０）」に、「額③」を「０」に、「地方法人税額(17)×10.3％－(((法人税申告書別表六の二(二の二)「５の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「５」)－(17))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）」を「地方法人税額(17)×10.3％－(((法人税申告書別表六の二(二の二)「５の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の六)「５」)－(17))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）」に改め、同条中同表の記載要領の改正規定を次のように改める。

別表二の記載要領第１号中「第12条第１項」を「第12条（第２項を除く。）」に改め、同第六号中「「課税標準法人税額(23)－(24)(25)」」を「「課税標準法人税額(26)－(27)(28)」」に、「「(23)－(24)」」を「「(26)－(27)」」に改め、同号を同第八号とし、同第五号中「第12条第３項」を「第12条第２項」に改め、同号を同第七号とし、同第四号中「「課税標準法人税額(12)－(13)(14)」」を「「課税標準法人税額(15)－(16)(17)」」に、「「(12)－(13)」」を「「(15)－(16)」」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「又は連結子法人が法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第４条の規定による改正前の地方法人税法第２条第６号に規定する連結親法人をいう。別